

林業・木材産業金融対策のうち
林業施設整備等利子助成事業（新規）

【平成30年度概算決定額 379,650（－）千円】

対策のポイント

林業の成長産業化を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築を促進します。

<背景>

- ・豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するためには、新たな木材需要を創出し、地域材が安定的・効率的に供給できる体制を構築することが重要です。
- ・また、地震、集中豪雨等による山地災害が各地で頻発している中、被災した林業者等が自らの事業を早期に復旧させ、経営を安定化させることも重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,500万^m（平成27年）→4,000万^m（平成37年））

<主な内容>

1. 林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化等に取り組む意欲ある経営体等が行う、
 - (1) 日本政策金融公庫資金等からの森林取得資金、農林漁業施設資金
 - (2) 民間金融機関からの相続等による事業用資産分散防止のための資金の借入れに対して**最大2%の利子助成**を講じます。
2. 自然災害の被害等を受けた林業者等が行う、日本政策金融公庫等からの農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金の借入れに対して、**最大2%の利子助成**を講じます。

【融資枠80億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成30年度～平成32年度

〔お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3502-8037）〕

林業施設整備等利子助成事業（融資枠80億円）

① 経営改善等に取り組む意欲ある林業者等に対する利子助成

林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む林業者の支援のため、日本政策金融公庫が融通する森林取得資金等を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%、最長10年間の利子助成

② 自然災害の被害等を受けた林業者等に対する利子助成

被災した造林地、林道、林業施設等の復旧及び資金繰りの支援のため、日本政策金融公庫が融通する資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%、最長10年間の利子助成

仕組図

